



三春滝桜。国の天然記念物の指定をうけた日本三大桜の一つ。樹齢は1,000年以上といわれています。
(写真提供：福島県三春町)

政府は、三月三〇日、消費税の引上げを含む税制抜本改革二法案と年金機能強化法案を閣議決定し、同日国会に提出した。

年金機能強化法案（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法案）では、現行制度改善のため、受給資格期間の短縮、高所得者の年金額調整、短時間労働者の社会保険適用拡大等を盛り込み、平成二七年一〇月からの実施をめざす。

年金機能強化法案の主要事項（施行時期）は次のとおり。

①受給資格期間の短縮（平成二七年一〇月） 老齢基礎年金を受け取るために必要な保険料納付期間を、現在の二五年から一〇年に短縮。

②低所得者加算（平成二七年一〇月） 市町村民税が家族全員非課税で、年金その他の収入が老齢基礎年金の満額以下の人（約五百万人）に福祉的な加算（定額加算、免除期間加算）を行う。

③高所得者の年金額調整（平成二七年一〇月） 所得五五〇万円（年収八五〇万円）以上の人を対象に、老齢基礎年金の国庫負担相当額を対象に支給停止する。

④基礎年金国庫負担二分の一が恒久化される特定年度 税制抜本改革の施行時期にあわせて平成二六年四月から施行）消費増税時期にあわせて平成二六年度と定める。

⑤平成二四年度に発行する年金交付国債の償還に関する事項（公布日施行）

⑥短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大（平成二八年四月施行）「下記に関連記事」

⑦産前産後休業期間中の保険料免除（二年を超えない範囲内で政令で定める日から施行）

⑧遺族基礎年金の父子家庭への支給（税制抜本改革の施行時期にあわせて平成二六年四月から施行）遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」から「子のある配偶者」とする。

年金機能強化法案に盛り込まれている短時間労働者への社会保険の適用拡大の具体的な要件は次のとおりである。対象者は、①一週間の労働時間二〇時間以上②月額賃金七・八万円（年収九四万円）以上③勤務（見込み）期間一年以上④学生は適用除外⑤従業員（現行基準で適用となる被保険者）五〇一人以上の企業に勤める人で、新たに四五万人が社会保険の適用を受け見込み。

適用拡大による保険者の財政への影響を懸念し、低賃金の加入者の後期支援金・介護給付金の負担については被用者保険者間で負担し合う特例措置が設けられる。

なお、今国会に提出された法案には、施行後三年以内に改めて対象者を拡大することが盛り込まれている。

厚生労働省は二月二三日、第三回社会保障の教育推進に関する検討会を開催し、これまでの議論と今後の方向性について議論した。

これまでの議論より、制度の内容よりの制度の根底にある支え合いの思想・哲学などを重視する方向性で、学習方法については、自ら主体的に考え、まとめ、ディベート等を含む意見交換を通じて理解を深める「ワークショップ形式」の活用に賛同する意見が多かった。

一方で、年金を中心に社会保障制度の仕組みなど、正確な理解が難しいものについては、基本的な仕組みを整理して教えることも必要、との前提に基づき、今後の学習項目・教材案を検討していく。

シティホールプラザ「アオーレ長岡」オープン

アリーナ、ナカドマ（屋根付き広場）、市役所、そして市民交流ホールやカフェに至るまで、目的の異なる空間が一体となった全国初の施設・シティホールプラザ「アオーレ長岡」。市民交流の拠点として、4月1日にオープンしました。

生活の温もりと人々のにぎわいにあふれた、まちの「中土間」をコンセプトに、長岡駅からベデストリアンデッキで直結し、だれもが集まりやすいまちなかになってきたにぎわいの新空間です。

建物は、かつて長岡藩が城を構えていた歴史的にも由緒ある場所にあります。長岡藩は、領主と領民の垣根が低く両者が一体となって藩を盛り立てていました。いわば「市民協働」の先駆けともいえる長岡藩の精神は、河井継之助の藩政改革、小林虎三郎の米百俵の精神などに連綿と受け継がれ現代も続いています。この長岡の心を現代の形に表すものが「シティホールプラザ「アオーレ長岡」」です。

「アオーレ」とは、「会いましょう」を意味する長岡地域の方言で、様々な人と人、人とモノの出会いが生まれるという期待が込められています。

Topics

年金機能強化法案を国会に提出

受給資格期間を一〇年に短縮

2012. 4. 5 April

Vol. 635

年金報

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894

http://www.nenkin.or.jp/
E-mail: koho08@nenkin.or.jp

振替 東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円（税込・送料共）
（昭和34年3月30日第3種郵便物認可）

Contents

3 市区町村の声

新潟県長岡市 森民夫市長・国保年金課

「市民力」を高め、市民と行政との協働による市政をめざす長岡市取材した。

4 頑張る！ 年金事務所

水戸北年金事務所

業務改善活動に取り組む、茨城県内代表事務所の水戸北年金事務所を訪ねた。

5 東北厚生局長インタビュー

「年金は地域経済の大黒柱になっている」

「年金がないと地域の生活や経済が成り立たない」ことを訴えるパンフレットを作成した、藤木東北厚生局長に話を聞いた。

8 ご活用ください

市区町村の広報誌(紙)掲載用記事

市区町村の広報誌にそのままご使用いただける、タイムリーな記事を掲載します。



地域型年金委員会の代表者らが 日本年金機構に要望書を提出

三月二七日、神奈川県地域型年金委員会、千葉県国民年金委員会、埼玉県地域型年金委員会の代表者ならびに、この三委員会が所属する「地域型年金委員会連絡協議会」の事務局である日本国民年金協会が、日本年金機構に年金委員活動についての要請を行った。

冒頭、紀陸孝理事長より「皆様方には日頃大変お世話になり、改めてお礼申し上げます。私どもは組織として、この年金委員活動を何とか支援していかなければならないものの、ここ数年、力不足だったのですが、機構において、二月に『地域における年金運営の展開に関する事業』の推進として、皆様方の活動を含め、年金制度についての理解を深めていただくために、新たに事業を立ち上げることにしました。本日のような意見交換ができることは幸いです」と挨拶した。

引き続き、今回の主要請事項である①年金委員の委嘱拡大



について②委員の組織化について③活動経費について④年金教育の実施についての四点を地域型年金委員会連絡協議会事務局の佐々木満が説明した。

その回答として、矢崎剛事業企画部門担当理事は、「今年度より地域での様々な事業の展開を推進することを計画しており、年金委員の委嘱拡大については今後、地方厚生局と連携を図って今後とも取り組んでいきます。委員の組織化については、活動していただくための組織化は必要であると考えており、現在、年金局に指針を示してもらっているよう働きかけをしています。活動経費については、法律上、『無償ボランティア』とうたわれていますが、具体的な活動にかかる経費については、支弁することが可能となっておりますのでご要望があれば、私ども、あるいは管轄の代表事務所に相談ください。年金教育については、学校教育の一環として行われるものと整理されているが、機構としても高校生や大学生向けに『適用』『徴収』のアプローチとしても活動を行っていかねばならないと思っています」と等と回答した。続く意見交換では有意義で活発な議論が行われた。

「地域における年金運営の展開に関する事業」(以下、地域年金展開事業)は、機構の設立以降、地域、教育、企業の中で年金制度の周知、理解、支援のネットワーク基盤が弱体化し、

事業の再生・再構築が喫緊の課題と認識した機構が、現状を改善し、年金制度への理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、地域に根ざした事業を実施するもの。

地域年金展開事業の年金委員にかかる主な中身は次のとおり。

事業の内容

(1)各年金事務所での事業

各ブロック本部は、管内年金事務所のうち二カ所の年金事務所を強化年金事務所として指定し、ブロック本部と年金事務所と十分連携し、より積極的な取り組みを行う。事業の推進を図るため、当該年金事務所には、特定業務契約職員を一名配置。

①年金事務所による地域展開事業

各年金事務所が、自治体、大学、企業等に出向き、年金制度の理解を求めるとともに国民年金保険料の納付等を呼びかける。例：大学のゼミでの説明、自治体の生涯教育講座での講演、高等学校での説明、商工会議所のシニアプラン説明会。

②地域連携事業

地域の関連団体(社会保険労務士会、教育関係機関、自治体等)と連携し、年金制度の啓発、保険料収納の向上を図る。例：民生委員の出席する会議等で、年金制度やその手続きに関する事項等についての周知・啓発を行う場を設けてもらう等。

③地域相談事業

地域に出向いて年金相談を行い、相談ニーズに対応する。例：市区町村、農協、郵便局、大規模商業施設や駅ターミナルを利用した出張相談の実施等。

④年金事務所お客様サービスモニター事業

年金事務所、機構のサービス改善についての意見・要望を直接来訪者に聞く「年金事務所お客様サービスモニター会議」を開催し、現場の声に基づくサービス改善の取組を推進する。平成二四年度は各ブロック二カ所以上の年金事務所で開催。

⑤年金委員活動支援事業

年金委員への活動支援を積極的に進め、年金委員に対する研修を充実させるほか、積極的な情報提供に努める。定期的に意見交換を実施し、委員活動の実態把握や必要な支援について、速やかに対応する。

・年金委員の委嘱拡大によって、事業所内や地域で充実した活動体制を確立させる。

(2)各都道府県代表事務所の事業

①年金委員活動支援強化事業(必須) 各都道府県代表事務所は、各

年金事務所単位で年金委員活動を支援し、集約可能な業務のとりまとめを行うため、都道府県代表事務所に特定業務契約職員を一名配置。

集約可能な業務の例：年金委員への情報提供、連絡調整、研修の企画・実施等。

②地域年金事業運営調整会議(任意)

地域年金事業運営調整会議を、各都道府県に当該都道府県代表事務所が主体となって設置し、毎年度協議し調整を行う。取組の実施には関係者の連携・協力のあり方を検討し、調整する。構成メンバーの例：職域型年金委員の代表、地域型年金委員の代表、けんぽ協会支部、県社労士会、地方厚生(支)局、県市長会、県町村会、県教育委員会、マスコミ(地方紙・テレビ)。

調整内容の例：自治体や教育現場での制度説明の調整、教育関係者向け講習会の調整、エッセイ募集等の周知依頼。

千葉県国民年金委員会 理事会

事業計画案の骨子説明

千葉県国民年金委員会は三月一日、第七回の理事会を開催した。冒頭、千葉県年金事務者の戸村憲二所長より、関係する諸課題について「日本年金機構、国



民年金委員会が連絡調整を密にして取組んで行きたい」との発言があった。また機構理事長通知「地域活動

の展開に向けて」に触れて「年金制度の正しい理解と普及のため、地域における年金相談の実施、年金ネットの普及、活用、年金記録の確認キャンペーン、国民年金法の一部改正の周知など年金委員に対して協力を要請していきたい」と語った。その後、地域型国民年金委員会連絡協議会の設立について経過報告がなされ、年金委員を取り巻く環境について、年金委員の活動支援、平成二四年度事業計画、予算案の骨子についての説明がなされた。

「年金図書」平成24年度改訂のご案内

国民年金ハンドブック (平成24年度版)

【平成24年5月発刊予定】
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



年金相談の手引 (平成24年度版)

【平成24年5月発刊予定】
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



年金相談AからZ (平成24年度版)

【平成24年6月発刊予定】
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



現場力を高める!! 年金相談Q&A (平成24年度版)

【平成24年5月発刊予定】
Vol.1 老齢年金・加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金・年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



国民年金法総覧 (平成24年4月版)

【平成24年5月発刊予定】
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。



※写真はすべて旧版

株式会社 社会保険研究所
東京 ☎(03) 3252-7901 関西 ☎(06) 6765-7836
中部 ☎(052) 951-0261 中国 ☎(082) 223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

新潟県長岡市

森 民夫 市長



「市民力」と協働で 市政を運営する

二〇〇五年から一〇年までの三回の合併を経て、計一一市町村が一つとなって誕生した新・長岡市は人口約二八万人。今年四月には駅前には、市民活動の拠点と市役所、多目的アリーナが一体となった「アオーレ長岡」がオープンした。「市民力」を高め、市民と行政との協働による市政をめざすと、森民夫市長は言う。



長岡駅を降りると、四月に誕生したばかりのシティホールプラザ「アオーレ長岡」が堂々とそびえている。「ナカドマ」と呼ばれる市民の交流広場を中心に、アリーナや市役所・議会などを擁した複合施設だ。雪国だけに、駅からアオーレまでは屋根つきのデッキがつないでいる。アオーレの構想は、昨年就任四期目に入った森民夫市長が、五年半前の選挙で公約に掲げた。「市役所は市民に愛される場でなければいけない」という考えがその原点だ。従来の市役所本庁舎は駅から遠く、車が必要だったが、駅前なら市民の足に便利。生活に身近な国保年金課や市民課などはアオーレ内に移り、市民のためのワンストップサービスをめざしている。

アオーレは市民協働の拠点の役割も持つ。「むしろ市民が主役の場所であり、市役所は協働というイメージです」（市長）。

もともと市長は市民活動の育成・支援に力を入れてきた。一〇年ほど前から長岡市ではNPOに活動資金を助成する事業も実施している。助成がほしい団体は公募して審査員の前でプレゼンする。審査員は市民や学識経験者など第三者の人たち。「市民力」を高め、「行政と市民との協働」「自助・共助・公助」で市政運営をするというのが市長の一貫した考えだ。

年金も「自助・共助・公助」があつてこそ成り立つ

体は公募して審査員の前でプレゼンする。審査員は市民や学識経験者など第三者の人たち。「市民力」を高め、「行政と市民との協働」「自助・共助・公助」で市政運営をするというのが市長の一貫した考えだ。

「日本では何でも行政がやるべきという考えが根強いが、行政がやれることには限界がある。それは〇四年の新潟県中越大地震やその後の水害等でも痛感した。例えば、災害時は夫婦や嫁姑との関係など家族内の問題も勃発しやすいが、そういう問題には行政はどうにも介入できない。つまり、人は行政以外の部分で幸せを感じていることが多く、人が元気でないと行政がいくら頑張っても意味がない。もちろん、行政の力やセーフティーネット等は大事ですが、まず自分の力や、立ち直ろうとする意欲、家族や友人の励ましとかが根底にあつてこそ人は生きていける。そう考えると、市長として自分のできることは実に限られていると、愕然とすることがあります」（市長）。

東日本大震災の復興においても、市民の活力や自己決定が必要だと指摘する。

「人間は素晴らしい力を持っている。中越大地震からある程度復興してきたときのキャッチフレーズが『自然災害の力もすごいが、人の力もすごい』だった。人間の発想力やそこから出てくる政策もまた素晴らしい。霞が関の机の上で描いた政策がいかにも現場とかけ離れたものか、かつて自分がいたからわかる（市長は旧建設省出身）。生活の現場から出てくる政策は貴重で無限の力があり、それが積み重ねばいろいろな新しい何かが出てきて日本の活力になり、地方分権につながる」（市長）。

だからこそ、市民協働や、自助・共助・公助にこだわるわけだ。

年金も「まさに『自助』自分で保険料を払う』『共助』若者たちが支える』『公助』国が金を出す」のバランスがとれてこそ成り立つもの」と市長は言う。

「でも、国民の意識は主に公助のみに向いている。『自助・共助・公助』の哲学が日本の人々の間に育っていくことが必要。長岡市がアオーレをめざしているものも、そこにつながっているわけです」（市長）。

長岡市 Data Box

【人口】		(平成24年2月1日現在)
総人口	281,954人	
男	137,643人	
女	144,311人	
【年金被保険者数】		(平成23年3月31日現在)
被保険者数	131,693人	
第1号被保険者	34,649人	
第2号被保険者	78,491人	
第3号被保険者	18,553人	
【年金受給者数】		(平成23年3月31日現在)
国民年金	72,503人	(厚生年金受給者を含む)
厚生年金	81,201人	
【年金受給額】		(平成23年3月31日現在)
国民年金	48,711百万円	
厚生年金	59,190百万円	
(資料 長岡市、長岡年金事務所)		

国年担当者から

新潟県長岡市 福祉保健部 国保年金課 国民年金係

長岡市国民年金係の職員は常勤が五人。アオーレに移ってからは別途一八人の嘱託職員がローテーションを組み、平日だけでなく土日・祝日も国保と国民年金の加入・脱退等の窓口業務を担当している。

最近多い相談は、精神障害の新規受給の相談。障害の程度が軽く、今まで申請せずに親の収入で生活していた人が、親の死で収入がなくなってきたケースや、家を出てグループホーム等で生活を始めた人が、指導員等から障害年金のことを知って来るケースが多い。「制度の情報が浸透してきた証といえます」（同係）。本来受給できるのに未申請の人をなくするため、同係職員は専門学校に出向いて説明したり、市が実施する出前講座で年金制度に関する講演依頼があるなど、出かけて講演したりしている。

相談業務では、来訪者の記録は必ず残し、再び相談に来たときには同じ質問をしないようにしている。「年金には難しい専門用語が多いので、相談に来た方にはなるべく易しい表現での説明も心がけています。長時間説明して『よくわかったよ。ありがとう』と言われると、この

部署で良かったなと思いますね」（水野美佐江主査）。

戸川誠一係長は担当して一年になるが、「三年前（徴収業務があった当時）も担当していた。二三年ぶりに戻ってきて実感したのは、徴収がなくなり仕事がラクになるかと思っていたのに、制度が非常に複雑化し、むしろ大変になってきたこと。保険料免除もいまや細分化すると七種類もあり、本人や家族の所得まで調べる。後から来る職員が大変かと」（戸川係長）。

マスコミの報じる確定情報と未確定情報をぐちゃ混ぜにして相談される人も多い。「民主党の言う最低保障年金七万円をもうもろえると思って確認の問合せをされる受給者もいますが、事実を知ってショックを受けられる高齢者に、私たちも心苦しいですね」（同係）。

新潟県は国年保険料の徴収率が日本一で、長岡市も徴収率は高い。だが、昔のほうが高く一〇〇%に近かった。「年金は高齢者だけのものと思われがちですが、障害年金や遺族年金もあり若者もカバーしている。セーフティーネットの意味合いもあることをもっと知らせていきたいと思っています」（戸川係長）。

加入は土日もOK 制度周知に努める



後列左から戸川 誠一係長、原 孝之総括主査、大滝 淳一課長、佐藤 実課長補佐
前列左から原 美由紀さん、水野 美佐江主査、道間 恵子主事

頑張る！

年金事務所

組織を支えるのは人
職員一人ひとりのスキルアップが重要

平成二四年度最初の事務所訪問は、茨城県水戸市の水戸北年金事務所である。水戸市といえば、徳川御三家の一つ水戸徳川家ゆかりの地であり、水戸黄門、そして日本三名園の一つ偕楽園があまりにも有名である。事務所を訪問したのは三月七日で比較的暖かい日であったが、梅まつりが開かれていたにもかかわらず、偕楽園の梅はまだまだこれからというところだった。

水戸北年金事務所（茨城県）

水戸北年金事務所は、茨城県内の代表事務所である。水戸北年金事務所では、水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町、東海村の五市一町一村を管轄している。

水戸北年金事務所職員六五名のトップに立つのは庄司浩所長である。庄司所長は、平成二二年四月に大宮社会保険事務所の所長に就任し、平成二二年一月の日本年金機構発足と同時に大宮年金事務所の所長となった。

新組織への移行にあたって最も苦労したのは大幅な職員の入替えがあったことだという。大宮年金事務所は職員数一〇〇人ほどの大規模事務所であるが、副所長、課長、室長の幹部職員で新組織にそのまま残ったのは庄司所長と厚生年金徴収課長の二名だけで、副所長を含めて五名が入れ替わってしまった。また、一般職員も大きな異動があり、新組織発足時には窓口の相談体制も満足に組めないほど



庄司浩所長

で、県外からの職員も多く、事前に事務分掌を決めることもできなかったという。移行時の苦労はこれだけにとどまらなかった。定型業務の集約を目的に創設された事務センターが、発足当初は思うように機能せず、結果として管轄事業所の新人社員の保険証の交付が大幅に遅れた。職員総出で処理したものの対応が追い付かず、お客様からお叱りを受けたという。

庄司所長が水戸北年金事務所に赴任したのは平成二三年七月からである。「この事務所には、機構が求める『自ら考え行動する職員』を実践しようとする意欲があります。これも前任の所長はじめ副所長や幹部のみならずが積極的に職員を指導してきた結果だと思います。私としても、これをさらに伸ばしていきたいです」と語る。

機構の紀陸理事長は年頭のメッセージで「基幹業務の取り組み強化」をうたった。これをうけて庄司所長は次のようにいう。「年金制度は、事業所や個人のみなさんがきちんと加入すべき制度に加入し、保険料を納めていただくことによって成り立っています。加入と保険料の

納付という一連の業務を、法令に基づいて当たり前に、きちんと行っていくことが『基幹業務の強化』だと思います」と。庄司所長は職員に対し、機会あるごとに、もう内部事務は主たる業務とはいえない、いかに

事務所の課長・室長の紹介

郡司文雄副所長は、平成二二年一月の機構発足と同時に水戸北年金事務所の副所長として赴任した。

機構発足時には、社会保険事務局や社会保険事務所からの異動者が八割くらいいたため、それまでの仕事の流れを知る職員が少なかったことから、業務を軌道に乗せることで精一杯だったという。そのため、郡司副所長が最初に取り組んだのは、業務の分担とその責任者を明確にした組織づくりだった。特に、コミュニケーションを図ることを重視したという。

仕事の流れが軌道にのった現在、副所長として大変なこととはたずねると、「大変なことはありません。事務所の職員一人ひとりが自分の長所を生かして業務ができるようにその環境と体制づくりをすることが私の仕事だと考えています」と答える。

未適用事業所を適用に結びつけるか、いかに未納者の方に納付していただくか、このことを考えて行動するのが主たる業務だと言っている。そのうえで、お客様の記録をしっかり管理させていただき、年金給付を受ける

石川章副所長は、大手IT企業の出身である。社会的貢献をしたいという希望から、早期退職と同時に新組織に応募した。

最初に感じたことは、書類（紙）の量があまりに多いこと、そして、管理が足りないことだったという。そして、石川副所長が取り組んだのは、管理を効率化することだった。計画に基づいて業務を遂行すること、そのため、何をどんなツールでやるのか、職員にシートをつくらせて計画を具体化できるように指導した。

新組織が発足して二年がたつが、事務所は大きく変わったという。「業務改善活動が定着してきたので、今後はもっと突っ込んだテーマで、質を問うことを重視していきたいです。そして、どこの事務所へ行っても通用するような人材に育ててもらうことが目標です」と抱負を語る。

立場になったお客様には、質の高いサービスを提供していくことが私たちの任務ですという。水戸北年金事務所では、各課とお客様相談室で三〇六名のチームをつくり、業務改善活動を行っている。そして、半期ごとに所内で発表会を行い、その内容を機構本部のコンテストに応募している。昨年二月一七日に機構本部で行われた「第三回サービス・業務改善コンテスト」では、北関東信越ブロックの代表として取組内容をプレゼンテーションすることになった。入賞こそ逃したものの、職員には

る。

村山昭仁厚生年金適用調査課

長は、平成二三年七月に水戸北年金事務所に赴任した。庶務的業務も担当している部署ではあるが、「実務的なことはきめ細やかで頼りになる庶務担当課員がいるので苦労はしていません。機構発足時には、庶務課長から厚生年金適用調査課長となつたため、自分としてはスムーズに業務を回せているのではないかと自負しています」という。未適用事業所の加入指導、加入事業所に対する調査、賞与未提出事業所に対する督促など、年間を通じてやらなければならぬことはたくさんある。重点的な加入指導の対象事業と情報提供のあった事業所について、訪問を中心に加入指導を行っており、課長補佐を中心に少しづつではあるが、加入に結び付けているという。

小磯勝厚生年金徴収課長は、平成二二年一月の機構発足と同

大いに励みになったという。大宮年金事務所では組織改編のときの苦労を経験しただけに庄司所長は、職員のスキルこそが重要だと考える。「組織を支えるのは人です。職員一人ひとりのスキルアップが重要で、機構に組織が変わった段階で多くの職員の入替えがありました。先輩から後輩へと連綿と続いてきたスキルの伝達が途切れたところがあり、それをつなぎ直しているのが現状かもしれません」。さらに続けて庄司所長はこう述べる。「私自身、これまで先輩方から指導をうけ、自分自身

時に厚生年金徴収課長として赴任した。大震災の影響に伴って発生した滞納事業所の減少に力を注いでいるという。二三年度は何とか組織目標を達成できると見込んでいる。滞納処分に関する知識を含め、これまで経験してきたことを余すところなく部下に伝えていきたいという。

「今後は、もっと人材育成に力を注ぎ、来年度は以上の行動が実現できるようにしていきたい。部下と共に目標達成の喜びを分かち合いたいです。全国で五〇位以内に入ることを目標としたい」と抱負を語る。

篠田宏国民年金課長は、平成二〇年七月から水戸北社会保険事務所で国民年金の担当課長を務め、機構発足後も引き続き国民年金課長を担当している。

水戸市全域が水戸北事務所の管轄となっているが、滞納率の高さが悩みの種である。市場化テストについては、「目標達成に向けた意識の共有が今後の課



で学んできたことを経験も含めてあらゆる機会を利用して、職員のみなさんに伝えていくことが責務だと考えています。そして、そのことが組織のスキルアップにつながり、ひいては日本年金機構全体のレベルアップにつながるのだからと思います」。

題だと思えます」という。

今後の抱負については、「現時点で納付率が前年を〇・一三%上回っていますので、これをターニングポイントにして、納付率向上に向けた取り組みをしていきたい」と述べる。

最後に、西山昭お客様相談室長は、平成二〇年一〇月から水戸北社会保険事務所に赴任し、機構発足後はお客様相談室長を務めている。

機構が発足して二年が経過したが、お客様からは、対応が親切・丁寧になった、説明がわかりやすい、待ち時間が短縮されたなどの意見が寄せられている。また、職員については、事務所全体の研修会、各課・室での研修、そして毎朝のミーティングによってスキルアップを図っている。西山室長は、「お客様が満足してお帰りのたぐい」を指し、年金相談に来てよかったと思われるようにしたい」という。

東北厚生局長
インタビュー

年金は地域経済の
大黒柱になっている

地方厚生局は厚生労働省の地方支分部局のひとつで、医療・健康・福祉・年金などの社会保障政策を実施する国の政策実施機関。今回、藤木東北厚生局長に東北厚生局としての国民年金への取り組みなどをインタビューした。

パンフ「東北における年金力」を作成、配布



を進めてもらう。広報活動のための補助金も厚生局は市町村に出しています。

こうした資料を見てもらうと、年金がないと非常に大変なことがわかります。とくに高齢者が多い地域や産業が多少弱い地域においては、年金がないとその地域の生活や経済が成り立たない。そういうことを地域の人にはあまり知らないと思うので、少しメッセージ性を持たせて訴えました。

―東北厚生局で「東北における年金力」というパンフレットを作成し、管内の市町村に配布したそうです。

年金制度を所管している厚生労働省の出先機関としての厚生局としては、年金がいかに国民生活に役立っているかをきちんと伝える必要はない。そのための資料として作成しました。市町村にも年金のPRをきちんとやってもらい、加入促進

きちんと目的とした価値を生み出しているか、わりと無関心なところがあると思います。

市町村も忙しいだろうし、とくに小さな町や村では住民課の職員が国民健康保険も国民年金も住民票の受付もやっている。そういう職員に年金制度の中身を理解して住民にきちんと説明してもらいたいといっても無理があります。広報のための道具立

年金に限らず医療や介護もまさにそうです。例えば介護給付費が七兆円だ、医療給付費が三兆五兆円だといっ

ても、それがその価値を生み出すかどうかは、そこに介在する人たちが介護スタッフや医療スタッフがニーズに応えた介護や医療を行っているかにかかっているわけです。

「東北における年金力」は管内の全市町村に送りました。特に首長に見てもらいたいと思

東北厚生局作成「東北の年金力」より

年金は地域の「大黒柱」!?

東北6県における市町村民所得 (A) 23兆2803億0665万円
年金支給額総額 (B) 2兆8990億5082万円
市町村民所得に対する年金支給額総額 (B/A) 12.5%

1. 市町村民所得・・・次の(1)～(6)を積み上げたもの。
(1) 農林業 市町村民経済計算(平成20年度)「市町村民所得(実額)」 (2) 鉱業 市町村民経済計算(平成20年度)「市町村民所得(分配)」
(3) 製造業 平成20年度市町村民経済計算推計結果「市町村民所得(実額)」 (4) 建設業 平成20年度 市町村民経済計算(年報)「市町村民所得(分配)」
(5) 山形県 平成20年度 市町村民経済計算推計結果「市町村民所得(実額)」 (6) 福島県 福島県市町村民経済計算年報(平成20年度版)「市町村民所得(実額)」
※「市町村民所得」とは、各市町村の農林業、製造業、建設業、金融業を足したもので、市町村外からの流入所得を「プラス」、市町村外への流出所得を「マイナス」している。
2. 年金支給額・・・市町村民別年金給付状況(平成23年度、厚生労働省統計資料)



います。保険料の未納ですとか、年金に加入しても結局損をするという話もありますが、都市部を除くと町や村では、本当に年金は地域経済の大黒柱になっている。平均寿命が延びれば延びるほど年金の意味づけは大きくなっていくのではないのでしょうか。

私も日本国民年金協会は年金委員に対する支援も行っている。神奈川、千葉、埼玉で年金委員会がたちあがりました。年金委員が年金事務所の応援団として活動できたらいいなと思っているのですが、いろいろな経緯があって、年金の実務は民間組織の日本年金機構がやることになりました。とはいえ滞納処分や立ち入りの調査は、国の機関としての地方厚生局がその許認可をやってい

「年金広報」は、国民年金制度と共に歩んで52歳です

わが国の国民年金制度を充実発展させることを目的として、公共団体、農林漁業団体、中小企業団体及び各界有志の賛同を得て昭和34年設立された社団法人日本国民年金協会が毎月発行する年金に関する情報誌が「年金広報」です。

創刊号は、岸信介(自由民主党総裁)、鈴木茂三郎(日本社会党委員長)、坂田道太(厚生大臣)の各氏のお祝いの言葉を掲載し、昭和34年2月「国民年金弘報」として船出しました。それから53年間、平成22年1月からは「年金広報」と題字を変更、カラー印刷にし、この4月号で635号になります。

紙面は、年金制度に関するニュース、市区町村長のインタビュー、市区町村の国民年金のご担当者の取り組み、日本年金機構、年金事務所の取り組み、市区町村の広報誌(紙)掲載用の情報など、これからも年金情報誌として内容を充実し提供してまいりますので宜しくお願いします。

ご購入の申し込みは、電話03-3265-2885、ファックス03-3265-2894、E-mail koho08@nenkin.or.jp まで、年間購読料1,890円(税込・送料共)です。お待ち申し上げております。



編集部寄せられた『年金に思う』

年金広報編集部には、読者のみなさまからメールを通してさまざまな「声」が寄せられています。今号では、寄せられたご意見の一部をご紹介します。

編集部では今後もみなさまのご意見を募集しております。『年金に思う』への投稿は400字以内でkoho08@nenkin.or.jpまで、お寄せください。

年金委員の活動を積極的に

神奈川県、千葉県、埼玉県の地域型年金委員会が連絡協議会を発足させた記事を拝見しました。地域型の年金委員の活動の活性化に向けて大変良いことだと思いますが、なぜ、全国的な組織ではないのか不思議に思いました。

年金委員は、年金制度の啓発、相談などの活動が無償で行う民間協力員だと理解して、私も年金委員になりたいと考えています。しかし、地域によって偏りがあるのでしょいか、少し不安になっています。

マスコミが年金の不安を煽るばかりで、年金制度の正しい知識を持つ大人が少ないのはおかしいです。何千万人もの方が年金を受け取っている

のです。年金改正もされよう

としています。いろいろな意見や考え方はあるのでしょうが、年金制度を正しく理解する人が多くなれば保険料を納める人も増えます。そのためには広報が必要です。年金制度の改正の内容などをこれま

でのよう上から雨のように

降らせる広報だけでは上手

く、国民、特に無関心な大人

には伝わらないことは既に経

験済みです。

コソコソと地味な活動も必

要なのです。その端っこの役

割を担うのが年金委員なのだ

と思っています。厚生労働省

や日本年金機構は、年金委員

を積極的に活用したら良いの

ではないでしょうか。(公務員OB)

わかりにくい広報

会社で健康保険や年金など手続きを行う庶務を担当しています。

日本年金機構になってから、厚生年金保険料の納入通知書の中に同封されてくる事業主の皆様へのお知らせがとても読みづらく、解りにくくて困っています。

モノクロで文字ばかりです。でなにかお知らせのポイントなのか一目でわかりません。従業員から保険料をお預かりするので、細かいお知らせにも注意するようにし

ています。経費節減の折だとは思いますが、読みづらい広報は意味がないと思います。

お知らせを理解できない、また、疑問に思うことがあっても、なかなか年金事務所は電話が通じませんし、ウェブサイトに社会保険庁時代のほうが、トップページがサイドメニューなど多く分類されていて、使いやすかったように思います。経費は安くすんだが、誰も見ない広報はある意味経費の無駄遣いとなるのではないのでしょうか。(会社員)

A-IJ問題に思う

約二〇〇億円もの年金資産の大半が消失してしまったA-IJ投資顧問。この事件はいくつかのことを私たちに示しているように思います。ひとつはいうまでもなく、基金の運用担当責任者の責任です。しかし今回のように基金

には高い運用収益を上げていると虚偽の情報を伝えていたとしたら、運用責任者としてそれを見破るのは至難の業と思われま。運用のプロ中のプロを監視者として雇うのも、そのコストを考えれば難しいと言わざるを得ません。

第二の問題はA-IJの偽りの情報に被害を受けた多くの

基金が、同業種の中小企業の総合型基金である点です。これらの基金は国の厚生年金の代行部分が重荷となっていました。かつての高金利時代には予定利回りを実際の運用利回りの差益が、基金のフットコを潤していたわけですが、今は五・五％という考えられない「予定利回りが桎梏になっているのです。

「代行」という制度は、確かに高金利時代には魅力的な制度でした。しかし時代は変化するので。その変化に合わせて迅速に制度を変えていくことが求められていると思います。(会社役員)

高齢者雇用継続給付に思うこと

私は昨年の五月から老齢厚生年金を受けながら働いています。毎月の収入は、厚生年金基金と国の年金、それに給料を併せて二〇万円弱です。

また、給料が減額になったため、高齢者雇用継続給付を受け取っています。厚生年金には引き続いて加入していますが、年金額も手取り収入も低いため、在職老齢年金での支給停止はありません。

問題は、高齢者雇用継続給付での年金額の減額です。この制度は、給料が、六〇歳までのものに比べて七五％未満となった人に支給されるものですが、この給料の割合が低

い人(六〇％未満の人)ほど、支給率が高くなっています。が、反対に、年金での減額の割合が大きくなります。

私の場合、その六〇％未満の人に該当して、月額約二万円の雇用継続給付が支給され、年金での減額は月額八、〇四〇円で、差し引き、約一万二、〇〇〇円です。

こんな微々とした給付に対する大幅な減額。果たして、制度としての意味があるのでしょうか。雇用主は、「雇用継続給付も支給しているし」と考えているのですが、制度の実情はこんなものです。(年金受給者)

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
- ◎掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からトク

- ◎基本は終身年金。だから、一生お受取り。
- ◎万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は——フリーダイヤル

0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。

www.npfa.or.jp

年金 よくある 国民 質問

Q. 今年から老齢基礎年金を受給します。年金額には二つの額があると聞きました。が、どのようになっているのですか？

現在、国民年金には事実上二つの給付水準が並立しています。二つの給付水準というのは、平成一六年改正後の本来の給付水準と、平成一六年改正前の従前の給付水準の二つです。そして、この二つの給付水準による年金額を比較して、高いほうの年金額が支給されることになっています。

まず、平成一六年改正後の本来水準の年金額は、八〇四、二〇〇円に、平成一一年から平成一五年までの物価変動率（マイナス二・九％）をすべて反映させた年金額七九〇、八〇〇円を基準とし、これに毎年度の政令で定められた改定率を乗じて年金額を算出します。

一方、平成一六年改正前の従前の給付水準の年金額は、八〇四、二〇〇円に、平成一四年と平成一五年の物価変動率（マイナス一・二％）だけを反映させたものを基準とし、これに物価が下がったときにのみそのマイナスの変動率を反映させて年金

額を算出します。

この平成一六年改正前の従前の給付水準で平成一四年と平成一五年の物価変動率（マイナス一・二％）しか反映させていないのは、特例法によって平成一一年から平成一三年までの物価下落分（マイナス一・七％）が据え置かれているからです。これを「物価スライド特例措置」と呼んでいます。

平成二四年度の老齢基礎年金の年金額をみてみると、平成一六年改正後の本来水準の年金額は、七八〇、九〇〇円に〇・九八二を乗じた額、すなわち七六六、八〇〇円となります。また、平成一六年改正前の従前の給付水準の年金額は、平成二三年の物価指数が平成二二年の物価指数を〇・三％下回ったため八〇四、二〇〇円に〇・九七八を乗じた額、すなわち七八六、五〇〇円となります。

平成二四年度は、後者の七八六、五〇〇円が支給されます。

現在、二つの給付水準の格差は二・五％まで広がっています。

この格差を平成二四年度から平成二六年度までの三年間をかけて徐々に解消するための法案が国会に提出されています。この法案が成立すれば、平成一六年改正前の特例的な給付水準の年金額は、一〇月分からさらに〇・九％引き下げられます。

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています（http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/）。会員のみならず、誰でもこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

年金 よくある 厚生 質問

Q. 特別支給の老齢厚生年金を受けている人が六五歳になった場合、何か手続が必要ですか？

特別支給の老齢厚生年金は、受給権者が六五歳に達したときに受給権が消滅します。この場合、「諸変更裁定」と呼ばれる事務手続を行うことによって、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。

年金請求書の取扱い

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が六五歳に達する場合に、はがき形式の年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書）が、六五歳の誕生日の初め頃（一日生まれの人は六五歳の誕生日の前月の初め頃）に特別支給の老齢厚生年金の受給権者に日本年金機構から送付されます。受給権者は必要事項を記載し、六五歳誕生日の末日（一日生まれの人は六五歳の誕生日の前月の末日）までに日本年金機構本部に提出します。

日本年金機構で印字した氏名のふりがなまたは生年月日に誤りがあるときは、訂正して提出します。この場合、氏名および

生年月日の変更（訂正）手続を年金事務所で行います。

また、加給年金額対象者欄には、対象となる配偶者・子の氏名を記入します。対象者に異動（死亡・離婚など）があったときは、その対象者欄は斜線で抹消し、「加算額・加給年金額対象者不該当届」を提出します。

被保険者期間の追加

特別支給の老齢厚生年金の基礎となっていた被保険者期間のほかに、たとえば特別支給の老齢厚生年金を受けながら在職していた期間などのように、新たに厚生年金保険または国民年金の被保険者期間を有する場合に、被保険者期間が追加されて諸変更裁定が行われます。

諸変更裁定に関する通知と年金額

諸変更裁定が行われた受給権者に対しては、「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」により特別支給の老齢厚生年金が消滅した旨および老齢基礎年金・老齢厚生年金の裁定が行われた旨が通知されます。

諸変更裁定が行われた受給権者に対しては、老齢基礎年金と老齢厚生年金を合算した額の年金が支払われます。なお、諸変更裁定が行われた場合、受給権者に対して新たな年金証書が発行されることはなく、従前の年金証書がそのまま引き継がれることになっています。

また、年金請求書を日本年金機構に提出しなかった人については、前記の通知書によって特

別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅した旨の通知が行われることになっています。

繰下げを希望する場合

①特別支給の老齢厚生年金の決定を受けていた人

特別支給の老齢厚生年金の決定を受けていた人に送付されるはがき形式の年金請求書には、「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」欄と「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」欄が設けられています。で、希望する欄を〇で囲みます。老齢基礎年金および老齢厚生年金は、同時または異なった時期に支給の繰下げを希望することもできます。この場合には、はがき形式の年金請求書の提出は不要です。

②繰上げ支給の老齢基礎年金の決定を受けている人

特別支給の老齢厚生年金の決定を受けていた人で、繰上げ支給の老齢基礎年金の決定を受けている人に送付されるはがき形式の年金請求書には、「繰下げ希望欄」が設けられていません。この場合、老齢厚生年金の支給の繰下げを希望する人については、はがき形式の年金請求書の提出は不要です。

右の①および②のいずれの場合にも、年金の支給の繰下げを請求する際には、「老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ請求書」を提出します。この請求書は、最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに用意してありますので、必要事項を記入して、最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに提出します。

いつ起きるかわからない、いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて――

地域住民のための防災対策
パンフレット&リーフレット



地震に備えるポイントが1冊でわかるパンフレット

地震に備える ●平成23年5月発行

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円＋税）
監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。

災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツときたとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？

大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める工夫などを解説。



イザというとき！
覚えておきたい
応急手当と救命手当

けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）
監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

*名称刷込み(スミ1色)をご希望の場合は、21,000円(税込)で申し受けます。

ご注文・お問い合わせは――

年友企画(株)

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
<http://www.nen-yu.co.jp>



退職後の国民年金の手続について

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の六〇歳未満の人は、国民年金に加入するための手続が必要となります。

また、退職した人に扶養されていた六〇歳未満の配偶者(夫・妻)についても、同様に国民年金の手続が必要となりますのでご注意ください。

この手続を怠ると、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続を行ってください。

国民年金の第二号被保険者となる場合

六〇歳未満で、自営業者およびその配偶者など(厚生年金保険や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人)となる場合には、国民年金の第二号被保険者になります。

この場合には、住所地の市区役所または町村役場の窓口で国民年金の第二号被保険者となるための手続が必要です。この手続には、年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、「国民年金第二号被保険者資格取得届」を提出します。

提出期限は退職日の翌日から一四日以内で、本人または世帯主

が提出します。

第二号被保険者の保険料は月額一四、九八〇円(平成二四年度)です。

保険料については、あらかじめ一定期間分(原則として半年または一年間)の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度

(早割制度)があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

国民年金の第三号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者(六五歳以上七〇歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権

を有する人は除く)に扶養されている二〇歳以上六〇歳未満の配偶者は、国民年金の第三号被保険者となります。

この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、「国民年金第三号被保険者(資格取得・種別変更・種別確認(三号該当)、資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届」を提出します。この届書には、収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付します。

収入確認のための書類とは、非課税証明書などで、控除対象配偶者となっている人については、事業主の証明により収入確認のための書類の添付を省略することがあります。

また、年金手帳または基礎年金番号通知書は、事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば年金事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第三号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。

届書の提出期限は、被扶養者に該当した日から二四日以内で、事業主(健康保険組合の場合は組合)経由で提出します。

第三号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので、個別に保険料を負担する必要はありません。

国民年金の任意加入被保険者となる場合

六〇歳以上六五歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。

また、六五歳以上七〇歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも、任意加入被保険者(特例任意加入被保険者)となることができます。

任意加入の手続は、住所地の市区役所または町村役場の窓口で行います。年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、本人が手続を行います。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第二号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、六五歳以上の特例任意加入被保険者は、付加保険料の納付はできません。なお、任意加入被保険者の場合、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

視点 column

コラム 観点

マイホームを持つ際の資金計画では、多くの人が住宅ローンを利用します。その返済期間は数十年という長期間に及ぶこともあり、中には退職金を充てても返済しきれない人もおり、老後生活に大きな影響を与えてしまうことがあります。

四九歳の会社員Aさんは二年前に、マンションを購入しました。住宅ローンは返済期間三〇年で二千六百万円借りています。毎月五万五千円の返済、ボーナス時は約二〇万七千円の増額です。当時、三

老後破たんを招くアブない資金計画

〇年という長期返済に不安を訴えたところ、販売会社の営業担当者から「団信保険があるから大丈夫」と言われ納得したそうです。また、これまでに払っていた家賃よりも月々のローン返済の方が少なかったことや、超低金利が購入の決め手になったようです。

Aさんは、新居には満足しているものの、老後生活に不安を抱くようになってきました。というのは、数年前に退職金が「ポイント制」に切り替えられたからです。従来の退職金の計算は、単に勤続年数が長ければ多くなるというものでしたが、新しい「ポイント制退職金制度」では、人

を有する人は除く)に扶養されている二〇歳以上六〇歳未満の配偶者は、国民年金の第三号被保険者となります。この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、「国民年金第三号被保険者(資格取得・種別変更・種別確認(三号該当)、資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届」を提出します。この届書には、収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付します。

破たんが頭をよぎります。

Aさんのように、退職時の残債を把握しないまま住宅ローンを借りる人も少なくありません。目先の返済額やローンの金利だけに気がいくようでは、健全な資金計画とはいえません。資金計画が大丈夫かそうでないかは、本人がしっかりと判断すべきです。マイホーム購入者が老後に、経済的に破綻しても、売る側には何の責任もないのです。

また、「退職金で残債を一括返済するから大丈夫」と考えていても、将来予定していた額の退職金が出るとは限りません。安心した老後生活を望むのなら、退職または年金生活までには完済できるような資金計画を立てることが必要です。

ファイナンシャルプランナー 須藤臣

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。
A5判 112ページ
定価：525円(消費税込・送料別途)

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。
A5判 128ページ
定価：525円(消費税込・送料別途)

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会